

## 清須市告示第51号

### 清須市下水道排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、公共下水道に接続するために行う排水設備の工事に要する資金（以下「工事資金」という。）の融資のあっせん及び融資を行う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）への利子補給に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により同号に規定する浄化槽とみなされるものを含む。）をいう。
- (2) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備で、清須市下水道条例（平成23年清須市条例第16号）の定めるところにより設置するものをいう。
- (3) 市税等 清須市税条例（平成17年清須市条例第53号）、清須市都市計画税条例（平成17年清須市条例第54号）及び清須市国民健康保険税条例（平成17年清須市条例第55号）に規定する税並びに清須市下水道事業受益者負担金及び分担金条例（平成23年清須市条例第17号）に規定する受益者負担金及び分担金をいう。

#### (融資のあっせんの対象者)

第3条 工事資金の融資のあっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日の翌日から起算して3年以内に、排水設備工事を行うこと。ただし、災害その他の事由により市長が相当の理由があると認めた場

合については、この限りでない。

- (3) 自己資金のみでは、工事資金を一時に負担することが困難であること。
- (4) 融資を受けた工事資金の償還能力を有すること。
- (5) 独立の生計を営み弁済の資力を有する連帯保証人を有すること。ただし、取扱金融機関の指定する保証会社の保証が得られる場合又は取扱金融機関が連帯保証人若しくは保証会社の保証を不要と認める場合は除く。
- (6) 官公署、事業所その他の法人でないこと。

(融資のあっせんの対象工事)

第4条 工事資金の融資のあっせんは、公共下水道によって汚水を排除できる区域内に現に存在する建物の所有者又は占有者（排水設備工事について所有者の承認を得た場合に限る。）が行う当該建物における次の各号のいずれかに掲げる工事を対象とする。

- (1) くみ取便所を水洗便所に改造するための便器及び附属設備の設置工事並びにこれに伴う排水設備の工事
  - (2) 浄化槽の廃止及びこれに伴う排水設備の工事
  - (3) 下水管に流入させるために必要な排水管その他の排水施設の設置に係る工事
- (融資のあっせん額)

第5条 工事資金の融資のあっせん額（以下「あっせん額」という。）は、前条に規定する工事に要した費用の額以内とする。ただし、あっせん額の上限は60万円とする。

(融資のあっせんの条件)

第6条 工事資金の融資のあっせんをする条件は、次のとおりとする。

- (1) 償還方法 融資を受けた月の翌月から起算して40月以内の元金均等の方法による償還とする。ただし、償還期日前において繰上償還をすることができる。
- (2) 取扱金融機関 市長が指定する取扱金融機関とする。

(融資のあっせんの申請)

第7条 工事資金の融資のあっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下水道排水設備工事資金融資あっせん申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、清須市下水道条例第5条第1項に規定する排水設備等の計画の確認申請と併せて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼調査承諾書（第2号様式）
- (2) 申請者及び連帯保証人の住民票の写し及び市民税の所得証明書
- (3) 工事費の見積書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（融資のあっせんの決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、取扱金融機関と協議の上、その適否を審査し、下水道排水設備工事資金融資あっせん決定（不決定）通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（融資のあっせん額の決定等）

第9条 市長は、清須市下水道条例第7条第1項に規定する検査に合格した後に、あっせん額を決定し、下水道排水設備工事資金融資あっせん額決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するとともに、下水道排水設備工事資金融資依頼書（第5号様式）により取扱金融機関に融資の依頼をするものとする。

（資金の融資）

第10条 前条の規定によりあっせん額の決定を受けた者は、取扱金融機関が指定する借受申込書に次に掲げる書類を添付して、取扱金融機関に提出するものとする。

- (1) 下水道排水設備工事資金融資あっせん額決定通知書（第4号様式）
- (2) その他取扱金融機関が必要と認める書類

2 取扱金融機関は、前項の申込書を受理したときは、融資の適否を決定し申請者に通知するとともに、融資の適否等について下水道排水設備工事資金融資報告書（第6号様式）又はこれに代わる書類により、市長に報告するものとする。

（利子補給）

第11条 市長は、工事資金を融資した取扱金融機関に対し、当該融資に係る利子相当額を補給する。ただし、償還の期日を経過した融資に係る利子相当額（災害その他市長が特に必要があると認めた場合の利子相当額を除く。）は、補給しない。

2 前項の利子補給の方法及び利率については、市長と取扱金融機関において協議して定めるものとする。

（融資のあっせんの取消し等）

第12条 市長は、融資のあっせんの決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当

するときは、その決定を取り消し、既に補給した利子相当額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく償還金を期日までに償還しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に取り消す必要があると認めるとき。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第34号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

下水道排水設備工事資金融資あっせん申請書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
フリガナ  
申請者 氏 名  
電話番号



次のとおり申請します。

|                          |  |  |   |                               |
|--------------------------|--|--|---|-------------------------------|
| 融 資 希 望 金 額              | 円  | 資 金 使 途  | <input type="checkbox"/> 排水設備<br><input type="checkbox"/> 浄化槽廃止 | <input type="checkbox"/> 便所改造 |
| 希 望 す る 取 扱<br>金 融 機 関 名 | 銀 行<br>信用金庫<br>農 協<br>支店   |  |   |                               |
| 工 事 場 所                  |  |  |   |                               |
| 工 事 費 見 積 金 額            | 円  | 排 水 設 備 指 定<br>工 事 店 名   |   |                               |
| 工 事 期 間                  | 年 月 日 から 年 月 日まで   |  |   |                               |
| 申 請 者                    | 生 年 月 日  | 年 月 日  | 職 業 又 は<br>勤 務 先  |                               |
|                          | 年 収  | <input type="checkbox"/> 150万円以下 <input type="checkbox"/> 151万円～300万円<br><input type="checkbox"/> 301万円～500万円 <input type="checkbox"/> 501万円以上 |   |                               |
| 連 帯 保 証 人                | 住 所  |  |   |                               |
|                          | 氏 名  | ☑  | 電 話 番 号   |                               |
|                          | 生 年 月 日  | 年 月 日  | 職 業 又 は<br>勤 務 先  |                               |
|                          | 年 収  | <input type="checkbox"/> 150万円以下 <input type="checkbox"/> 151万円～300万円<br><input type="checkbox"/> 301万円～500万円 <input type="checkbox"/> 501万円以上 |   |                               |
| 添 付 書 類                  | 1 誓約書兼調査承諾書（第2号様式）<br>2 申請者及び連帯保証人の住民票の写し及び市民税の所得証明書<br>3 工事費の見積書の写し<br>4 その他市長が必要と認める書類 |  |   |                               |

第2号様式（第7条関係）

誓約書兼調査承諾書

年 月 日

清須市長 様

|       |      |   |
|-------|------|---|
|       | 住 所  |   |
| 申 請 者 | 氏 名  | ㊟ |
|       | 電話番号 |   |
|       | 住 所  |   |
| 連帯保証人 | 氏 名  | ㊟ |
|       | 電話番号 |   |

下水道排水設備工事資金融資あっせんの申請にあたり、下記1の事項を誓約するとともに、下記2の事項を承諾します。

1 誓約事項

- (1) 納期限が到来している清須市の市税等に未納がないこと。
- (2) 上記(1)が事実と相違する場合又は申請書の記載内容に虚偽がある場合は、下水道排水設備工事資金融資あっせんの資格を有すると認定されず、又は既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

2 承諾事項

- (1) 上記1(1)の確認のため、清須市の市税等の納付又は納付状況及び申告状況を清須市が調査し、下水道排水設備工事資金融資あっせんの申請資格の審査に利用すること。
- (2) 申請書及びその添付種類に記載された内容その他の個人情報を清須市が取扱金融機関に提供し、取扱金融機関が下水道排水設備工事資金融資の審査に利用すること。

第3号様式（第8条関係）

下水道排水設備工事資金融資あっせん決定（不決定）通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のありました下水道排水設備工事資金の融資のあっせんについて、次のとおり決定したので通知します。

|             |   |
|-------------|---|
| 決定区分        | <input type="checkbox"/> あっせんを行う <input type="checkbox"/> あっせんを行わない |
| あっせん<br>予定額 | 円   |
| 取扱金融<br>機関名 |   |
| あっせん<br>時期  | 工事の完了検査合格後とする。  |
| 条 件         |   |
| 却下理由        |   |

- 備考 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、清須市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、清須市を被告として（訴訟において清須市を代表する者は、清須市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第9条関係）

下水道排水設備工事資金融資あっせん額決定通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで決定しました下水道排水設備工事資金の融資の  
あっせんについて、次のとおりあっせん額を決定しましたので通知します。

なお、融資のあっせんの申込みをする際、この通知書を取扱金融機関に提示して  
ください。

|               |     |                                  |
|---------------|-----|----------------------------------|
| 決 定 番 号       |     | 第 号                              |
| あ っ せ ん 額     |     | 円                                |
| 取 扱 金 融 機 関 名 |     |                                  |
| 償 還 方 法       |     | 融資を受けた月の翌月から起算して40月以内の元金均等償還による。 |
| 申 込 者         | 住 所 |                                  |
|               | 氏 名 |                                  |
| 連 帯<br>保 証 人  | 住 所 |                                  |
|               | 氏 名 |                                  |
| 備 考           |     |                                  |

第5号様式（第9条関係）

下水道排水設備工事資金融資依頼書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



下水道排水設備工事資金の融資について、次のとおり依頼します。

|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| 決 定 番 号      | 第 号                              |
| 融 資 依 頼 額    | 円                                |
| 償 還 方 法      | 融資を受けた月の翌月から起算して40月以内の元金均等償還による。 |
| 申 込 者        | 住 所                              |
|              | 氏 名                              |
| 連 帯<br>保 証 人 | 住 所                              |
|              | 氏 名                              |
| 備 考          |                                  |

第6号様式（第10条関係）

下水道排水設備工事資金融資報告書

年 月 日

清須市長 様

取扱金融機関



下水道排水設備工事資金の融資の状況について、次のとおり報告します。

|  |         |       |
|--|---------|-------|
| 決 定 番 号                                |         | 第 号   |
| 申<br>込<br>者                            | 住 所     |       |
|  | 氏 名     |       |
| <input type="checkbox"/> 融資を行いました。     |         |       |
|  | 融 資 日   | 年 月 日 |
|  | 融 資 額   | 円     |
|  | 融 資 利 率 | 年 %   |
|  | 償 還 期 間 | か月    |
| <input type="checkbox"/> 融資することができません。 |         |       |
|  | 事 由     |       |
| 備 考                                    |         |       |